

令和4年第4回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和4年4月14日(木)
- 2 場 所 芳賀町役場大会議室
- 3 開 会 午後1時25分
- 4 出席委員 教 育 長 古壕 秀一
教育長職務代理者 沼能 寿之
委 員 黒崎 厚央
委 員 塩野 由子
委 員 山口 友也
- 5 出席職員 学校教育課長 小林 芳浩
生涯学習課長 高津 健司
学校教育課指導主事 高橋 輝秋
学校教育課指導主事 松本 薫
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野沢 幸代
- 7 議 題
議案第15号 芳賀町スクールバスの管理及び運行規則の一部改正について
議案第16号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
議案第17号 区域外就学について
議案第18号 芳賀町文化財保護審議委員の委嘱について
議案第19号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>只今の出席委員は、4人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから令和4年第4回芳賀町教育委員会会議を開会します。</p> <p>会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従って会期は、本日1日と決定しました。</p> <p>芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。</p> <p>先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従って前回の会議録は、承認されました。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、黒崎厚央委員にお願いします。</p> <p>教育長事務報告を行います。</p> <p><資料に基づき下記の事項について概要報告を行った。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・はが路ふれあいマラソン実行委員会について ・スクールガードリーダー委嘱状交付について ・学校教育事業推進会議について ・芳賀四町教育研究協議会役員会について ・町小中学校長会定例会議について ・芳賀市町教育長会議について ・県教育長町部会総会について ・県市町教育施策意見交換会、教育長会議について
委員全員	<p>(質問なし)</p>
古壕教育長	<p>これから議事に入りますが、議案第16号及び第17号については個人情報が含まれているため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>議案第15号 芳賀町スクールバスの管理及び運行規則の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>

発言者	内 容
野沢書記 古壕教育長 小林課長	<p>(議案朗読)</p> <p>小林課長から提案理由の説明をお願いします。</p> <p>令和3年度の通学路における安全点検の結果、児童の登校時の安全を確保するためスクールバスの乗降場所を追加するとともに運行路線の一部を変更する等の改正を行うものです。新旧対照表をご覧ください。芳賀北小学校の運行路線名を下高根沢・天寺線から下高根沢・三日市線に改め、交通量の多い主要地方道宇都宮茂木線の横断を避けるために、新たな乗降場所として羽口、三日市台を追加します。羽口につきましては、お手元に地図をお配りしてありますが、バイパスの南側の町道沿いに砂利を敷き、乗降所を新たに設けました。三日市台につきましては、味都という飲食店の駐車場に設置させていただきました。下南集落センターにつきましては、属する運行路線名を下高根沢・大塚線に変更しました。また、上稲毛田・稲東・給部・八ツ木線の乗降場所、上稲毛田公民館は建て替えにより名称が変わっているため、現在の名称である上給公民館に改めます。</p> <p>芳賀南小学校では、東水沼・梨木・唐桶線の乗降場所に免の内を追加するものです。場所は茂栄坂の新しい道路の坂の下ったところに道が広がっている場所があり、そちらに設置しました。</p> <p>以上、改正案のとおり規則の一部を改正してよろしいかご審議をお願いします。</p>
古壕教育長 塩野委員 小林課長	<p>ただいまの説明について、ご質問があればお受けします。</p> <p>場所の変更について教えてください。</p> <p>バイパスの北側の子たちは今までどおりですが、南側の子たちが交通量の多いバイパスを横断せずにスクールバスの乗降ができるよう新たに設置したものです。</p>
塩野委員 小林課長	<p>東水沼の乗降所の追加については。</p> <p>乗降所は坂を上ったところにありますが、坂を上ってくる子たちを坂の手前でスクールバスに乗せることができるように乗降所を追加するものです。</p>
塩野委員 小林課長 沼能委員 小林課長	<p>保護者から要望があったのですか。</p> <p>はい。</p> <p>羽口に敷いた砂利の予算は。</p> <p>建設課の道路補修用の砂利を使用しました。</p>
古壕教育長 委員全員 古壕教育長	<p>他にご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは議案第15号 芳賀町スクールバスの管理及び運行規則の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり</p>

発言者	内 容
委員全員 古壕教育長	<p>り決定することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第15号 芳賀町スクールバスの管理及び運行規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第16号、令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての件を議題とします。</p>
	<p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p>
古壕教育長	<p>議案第17号 区域外就学についての件を議題とします。</p>
	<p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p>
古壕教育長	<p>議案第18号 芳賀町文化財保護審議委員の委嘱についての件を議題とします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
野沢書記	<p>(議案朗読)</p>
古壕教育長	<p>高津課長から提案理由の説明をお願いします。</p>
高津課長	<p>芳賀町文化財保護条例により教育委員会の附属機関として芳賀町文化財保護審議会を置くことになっています。内容は施行規則により「芳賀町文化財保護審議会は委員5人で組織する。委員は学識経験のある者及び関係行政機関の職員から教育委員会が委嘱する」となっています。お手元にお配りした資料をご覧ください。1番から4番の委員は再任です。5番の藤沼さんは新任ということで、今まで西高橋の黒崎英夫さんに平成9年から25年にわたり委員としてお務めいただき、委員長も務めていただきました。今年4月に86歳を迎え、高齢ということもあり、ご本人から退任をしたいとの申し出がありました。文化財保護審議委員4人から新しい委員は祖母井の藤沼さんが適任というお話があり、事務局で藤沼さんにお伺いしたところ、是非協力したいということなので、文化財保護審議委員に委嘱するため提案しました。</p>
	<p>藤沼さんは雅楽に秀でています。雅楽以外にもいろいろなどことでボランティアやNPOの飛山城址愛護会等に携わっており、文化財に関してさまざまな知識を持っておられるとのことでした。</p>
委員全員	<p>委員の皆様から質問があればお受けします。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>(質問なし)</p> <p>議案第18号 芳賀町文化財保護審議委員についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>

発言者	内 容
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。 続いて議案第19号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定 についての件を議題とします。 事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
野沢書記	<p>(議案朗読)</p>
古壕教育長	<p>提案理由の説明をお願いします。</p>
高津課長	<p>令和4年度生涯学習センター減免申請受付簿をご覧ください。3 月に多くの団体について認定していただきましたが、この3団体は 申請が遅れたため、今回の提出となりました。社交ダンスと将棋愛好 会はコロナの影響で、利用を控えていただいていた。FDまい夢 はフォークダンスの団体です。温泉健康センターで活動していま したが、温泉が改修工事で使用できなくなることから、今年度は生涯学 習センターで活動したいとの申請がありました。</p>
古壕教育長	<p>減免は2分の1でしょうか。</p>
高津課長	<p>全額です。社交ダンスについては生涯学習友の会に入っており、 減免の条件を満たしています。FDまい夢と将棋愛好会についても さまざまところでボランティア活動などの社会貢献活動をしてい ただけるということで全額減免の対象となります。</p>
古壕教育長	<p>委員の皆様から質問があればお受けします。</p>
委員全員	<p>(質問なし)</p>
古壕教育長	<p>生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定についての件を採決い たします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p>
古壕教育長	<p>したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。</p>
古壕教育長	<p>以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次 回は、5月13日午後2時からです。</p>